

リポート2010

西原・骨つぼ9年間放置

西原町小橋川の鉄塔近くに骨つぼが9年以上も放棄されている問題で、同町と地権者の沖繩電力はどちらが処理するか協議を続けている。しかし、誰が何の目的で放棄したのかは謎のまま。根本的な問題は、誰のものか分からない遺骨が放置されたところにあるようだ。県内の墓地状況をリポートする。

(通信部・下里潤)

親族希薄で遺棄か

遺骨が遺棄される可能性として無縁仏を第三者が発見し、別の場所に放置することが考えられる。管理された公営墓地や伝統的な門中墓は無縁仏になりにくい。近年は管理が行き届きにくい個人所有の家族墓が増え、核家族化などで親族関係が希薄になった上、未婚や子どもを持たない夫婦が増えたことで墓が継承されなくなる事例が増えている。

無縁仏に詳しい「うーとー」と「沖繩」の仲田英安理事長は「西原の事例はたまたま発見されただけにすぎない。県内には無縁仏が多く、山中等不法に遺骨が捨てられる事例が相当数あると考えられる」と指摘する。

沖繩の風習考慮

本土では、公益法人や宗教法人などが永続的に墓地を管理するのが一般的なの対

墓地の建設は、1972年の本土復帰により墓地埋葬法

が適用され、県知事の許可が必要になった。個人で墓を造ることは原則的に認められていないが、県は沖繩の風習を考慮して特例的に個人墓地を容認してきた。そのため、住宅地など無秩序に墓地が乱立する結果に。法律のことを知らず無許可で墓を造る人も多く、都市計画や景観にも悪影響が出てきている。

公営墓地整備も数足りず

問題が深刻なのは、区画整理などで墓が発見されたとき。無縁仏の場合、看板や官報などで1年間、告示する必要があるが、その間工事はストップ。資金の問題や処理の煩雑さから遺棄される可能性も指摘されている。事態を重く見た県は2000年3月に墓地公園整備基本指針を作成。管理が困難な個人所有の墓の規制を強化し、市町村など公共団体が主体となる公営墓地の整備を求めている。

現在、県内にある公営墓地は32カ所。県業務衛生課は墓地需要に対応できておらず、全然足りない状況」と嘆く。

同課は「法律を県民に周知し、受け皿としての公営墓地を設置することが急務だ。今後は市町村に墓地認可権が委譲されていくので、地域に適した対応を行ってほしい」と話している。



墓に関する法律の周知を呼び掛ける仲田英安理事長＝那覇市内

県が00年に指針

と那覇市の識名園だけでも約25%が無縁仏化しており、ごみの不法投棄や野良犬のはいかないなど住環境の悪化を招いている。